



平成 28 年 6 月 7 日

各 位

会 社 名 横浜魚類株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 石井 良輔
(J A S D A Q ・ コード 7 4 4 3)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役管理部部長 塚本 秋宏
電 話 045-459-3800

(訂正) 「平成28年3月期 決算短信〔日本基準〕(非連結)」の一部訂正について

当社は、平成28年5月13日に発表した「平成28年3月期 決算短信〔日本基準〕(非連結)」について、一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。訂正箇所につきましては、下線を付して表示しております。なお、数値データについては、訂正ありません。

記

1. 訂正の内容

○添付資料 15ページ

5. 財務諸表

(5) 財務諸表に関する注記事項

(税効果会計関係)

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

【訂正前】

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)および「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.74%から平成28年4月1日に開始する事業年度および平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については、30.57%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.34%となります。この税率変更による財務諸表への影響は軽微であります。

【訂正後】

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 31.97% から平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度および平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については、30.57% に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.34% となります。この税率変更による財務諸表への影響は軽微であります。

以 上